

## 指定請求書に関するよくあるご質問

2023年5月1日改定の指定請求書に関して、よくあるご質問をQ&A形式でご案内します。

### Q.1

既に取引先コード（仕入先コード）を取得していますが、改定版指定請求書を使用するにあたり、Webサイトに掲載されている書類（No.①～⑤）を再度提出する必要がありますか？

### A

改定版指定請求書を使用するにあたり、再度ご提出いただく必要はございません。ただし、内容に変更がある場合（住所変更等）には、ご提出をお願いいたします。

### Q.2

指定請求書はどのような方法で提出したらよいですか？

### A

弊社では、郵送・メール（PDF）・FAX等の提出方法で受け付けております。

2023年5月1日より、メール（PDF）・FAXでのご提出の場合は、紙原本の送付が不要となりました。

※従来通りの送付方法も受付しております。（郵送・直接渡し等）

### Q.3

メール（PDF）で指定請求書を提出する場合、どのメールアドレスへ送付すればよいですか？

### A

弊社担当者のメールアドレスへ送付ください。

ご不明な場合は、担当者へご相談ください。

### Q.4

2023年5月1日以降、今使っている指定請求書（ver.1）は使えなくなりますか？

### A

現在お使いの指定請求書（ver.1）は、2023年9月30日まではご使用いただけます。

ただし、翌日の10月1日からはご使用できなくなりますので、改定版指定請求書に切り替えていただきますようお願いいたします。

### Q.5

インターネット環境が整っていない場合は、どのような方法で指定請求書を入手すればよいですか？

### A

弊社にて指定請求書を印刷するなどして、お渡しいたします。詳しくは弊社担当者にご相談ください。

### Q.6

発注No.を入力しようとすると、下3桁が「000」になってしまいますが、どうすればよいですか？

### A

注文書に記載されている通り、ハイフン（-）を入れてご入力ください。

（例：1234-1-12345678-001）

#### Q.7

「数量」、「単位」、「単価」に小数点以下の数字を入力しようとしたのですが、出来ませんでした。どうすればよいですか？

#### A

先頭にアポストロフィー（'）を入れていただければ、小数点以下も表示することが出来ます。  
（例：'0.5）

#### Q.8

取引先コード（仕入先コード）とは何ですか？

#### A

弊社のシステムにて貴社の情報を登録する際のコード番号です。取引先コードがご不明な場合は、協力会社概況書をご確認いただくか、弊社担当者にお問い合わせください。

#### Q.9

登録番号の欄には何を入力すればよいですか？

#### A

国税庁より届いた通知書番号をご入力ください。

※登録番号とは、適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、税務署長の登録を受けた場合に事業者へ通知される番号のことです。詳細は国税庁HP（特設サイト）をご参照ください。

#### Q.10

現在登録手続きをしている最中ですが、まだ取得していない場合はどうしたらよいですか？

#### A

2023年5月1日～2023年9月30日までは経過措置期間のため、まだ取得が完了していない場合『登録番号』は空欄のままをご提出下さい。

#### Q.11

消費税率の選択区分の、8%(軽)と8%の違いは何ですか？

#### A

8%(軽)

以下の取引に適用される消費税率です。

- ① 飲食物品（食品表示法に規定する食品で、酒税法に規定する酒類を除く）
- ② 週2回以上発行される定期購読契約に基づく新聞の購読料

8%

10%への税率引き上げ後においても旧税率（8%）が適用される取引

例) リース取引

その他、インボイス制度については、国税庁HP（特設サイト）をご参照ください。

<インボイス制度特設サイト>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>